5 い 産 第 310 号 令 和 6 年 3 月 29 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

いの町長 池田 牧子

市町村名		いの町	
(市町村コード)	(39386)		
地域名	神谷・三瀬地区		
(地域内農業集落名)	(中追西、中追東、北成山、本村、小野、鹿敷、野久保、保木、奈呂、毛田、薩、加田、出来地、柏原、石見、柳瀬、楠瀬、西ノ谷、北谷、込谷、弘瀬、長原比、三ツ内		
切業の結果を取り	キレルナ -年日ロ	令和6年2月29日	
協議の結果を取り	まとめがこ十月口	(第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

多くの農地が中山間部から山間部に位置している。地域内では中山間地域等直接支払制度を3協定(小野・成山、石見、柏原)、集落営農組織が2組織(小野、成山)あり地域で営農を行っている。地域内の人口も少ないことから町内の他の地域と比べても担い手が少なく、高齢化も相まって今後、耕作放棄地の拡大が危惧される。またイノシシだけでなくサルの被害も多いことから被害対策が課題となっている。 主な作物:水稲、梨、ブドウ、ショウガ、文旦

(2) 地域における農業の将来の在り方

中山間地域等直接支払制度を活用するとともに、集落営農組織における活動を行うことで、地域ぐるみで営農を継続する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区	域内の農用地等面積	69 ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	69 ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

区域内の農業振興地域を基本とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3	農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項				
	(1)農用地の集積、集約化の方針				
	地域の担い手に集約する。				
	(2)農地中間管理機構の活用方針				
	受け手未定の農地は、条件が悪いことが多く機構の活用が厳しい場合もある。優良農地については、中間管理機構を活用し担い手への集約を図る。				
	(3)基盤整備事業への取組方針				
	必要に応じて、関係機関との協議を進めながら事業の活用を検討する。				
	(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針				
	町、県やJAと連携し、地域内外から新規就農希望者を募集し、補助金等も活用しながら担い手の確保に努める。				
	(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針				
	農業支援サービス事業者がいないため、集落内の担い手や若手の農業者が作業を一部受託している状況である。省力化機械の共同利用等の方法を検討していく。				
	以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)				
	☑ ①鳥獣被害防止対策 ☑ ②有機·減農薬·減肥料 ☑ ③スマート農業 ☑ ④輸出 ☑ ⑤果樹等				
	□ ⑥燃料・資源作物等 □ ⑦保全・管理等 □ ⑧農業用施設 □ ⑨耕畜連携 □ ⑩その他				
	【選択した上記の取組方針】				
	町の補助金を活用した防護柵の設置により被害対策を行う。また、要望があれば国の事業を活用し、防護柵の 設置を進め被害対策を行う。				